

むつ市農業委員会
第 8 1 5 回総会議事録

むつ市農業委員会第815回総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月14日（火）午前10時30分から午前11時30分

2. 開催場所 プラザホテルむつ

3. 出席委員

○農業委員（16名）

議席	氏名
1	坂本正一
2	立花幸雄
3	嶋影秀子
4	柏谷均
5	水戸隆璽
6	柴田峯生
7	杉山重一
8	立花順一
9	齊藤榮佐男
10	中嶋寿樹
11	蛭名修一
13	新堂真
14	小林義顯
15	畑中光政
16	林忠久
19	村口利光

○農地利用最適化推進委員（8名）

地区	氏名
第1地区	佐々木貢
第2地区	山田紀子
第4地区	畑中正彦
第5地区	中村貞幸
第6地区	内山義美
第7地区	西村一松
第8地区	瀬川博光
第10地区	富江佳奈子

4. 欠席委員

○農業委員（2名）

議席	氏名
17	四ッ谷末藏
18	鴨田輝雄

○農地利用最適化推進委員（2名）

議席	氏名
第3地区	山本幸光
第9地区	千葉好二

5. 議事の概要

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 議案第1号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
- 議案第2号 令和5年度農作業標準賃金（案）について
- 議案第2号 令和5年度最適化活動の目標の設定について

- 報告第1号 農地の権利移動に係る下限面積の廃止について
- 報告第2号 令和5年度農業委員会総会開催日程について

6. 会議に従事した職氏名

局長 成田 司
次長 澤田 眞紀子
総括主幹 菅原 賢一郎

7. 会議録署名委員

2番 立花 幸雄 3番 嶋 影 秀 子

8. 会議記録者

農業委員会事務局次長 澤田 眞紀子

9. 会 議 の 概 要

議長 (坂本会長)	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第815回総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名中16名で、定足数に達しております。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、2番 立花幸雄委員、3番 嶋影秀子委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の澤田次長を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声あり)
議長 (坂本会長)	<p>ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について、ご説明いたします。</p> <p>本議案は、農地利用状況調査に伴い農地の確認をした結果、再生利用困難な農地で非農地と判断することが相当の農地、筆数合計287筆、面積合計468,831.26㎡を、農地台帳から削除することについて、審議・承認をいただきたく上程するものであります。</p> <p>各地区の内訳は、むつ地区135筆、201,039.82㎡、川内地区119筆、240,599.44㎡、大畑地区26筆、16,662.00㎡、脇野沢地区7筆、10,530.00㎡であります。</p> <p>また、むつ地区において、南赤川町の1筆、23,729.00㎡の農地は、今年度、大曲農事実行組合が面積の5,952㎡を管理し、補助金・交付金申請対象農地となっているため、非農地とすることが適当でないため、承認案から外しております。資料15ページ、補足資料2ページ、番号13、白枠の場所です。</p> <p>なお、非農地判断対象農地の所在地について、スライドによる説明は行いませんのでご了承ください。</p> <p>その代わりと致しまして、議案補足資料を配布しておりますので、担当した地域、地区の非農地判断した農地をご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、この図面は、委員会外秘ですので、総会終了後回収しますので、</p>

	<p>その場に置いて、お持ち帰りにならないようお願いいたします。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長(坂本会長)</p>	<p>ただいま説明がありましたが、地図を確認する時間をとります。</p> <p>(各委員自席にて担当地区他地図を確認)</p> <p>会議を再開します。 議案第1号について、委員から補足等ございますか。 ありませんか。</p>
<p>議長(坂本会長)</p>	<p>無いようですので、これより、議案第1号について審議を行います。 質疑を許します。 質疑ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって議案第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>つづきまして、議案第2号 令和5年度農作業標準賃金(案)について、議題に供します。 事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第2号 令和5年度農作業標準賃金(案)について、ご説明いたします。</p> <p>本議案は、平成21年12月に農地法が改正になり、標準小作料が廃止されたことを受け提案するものです。</p> <p>平成22年度以降、毎年、農作業員を臨時で雇用する場合や農作業を委託する場合、農業者の皆さんの目安にしてもらうために、農作業標準賃金を公表しております。</p> <p>農作業標準賃金の労賃につきましては、青森県の最低賃金を下回らないよう金額を設定し、請負につきましては、下北の農業は、十和田おいらせ農業協同組合むつ支店が、農業の中心拠点となっておりますことから、例年、十和田市を参考に、標準額を設定しておりますが、近年、農機具部品や資材、燃料の高騰を受け、昨年度より若干ではありますが、増額の設定といたしました。</p>

議長(坂本会長)

なお、標準賃金、標準額は、あくまでも地域や農地の状況、作業条件などを勘案し、当事者間で賃金を決める際の参考として利用いただくものとなります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします

説明が終わりましたので、これより、議案第2号について審議を行います。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

(無しの声あり)

質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

事務局

つづきまして、議案第3号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、議題に供します。

事務局より説明ねがいます。

議案の説明に入ります前に、委員の皆様にお詫びと誤謬の訂正についてのお願いがございます。

事前に郵送いたしました議案第3号の資料について、数カ所の訂正がございますことから、議案第3号につきましては、本日席に配布した資料に差し替えをお願い申し上げます。訂正箇所は赤い枠で表示しております。

訂正の経緯ですが、議案発送日に、国の要項改正の詳細が示され、直近3年間の捉え方について訂正を余儀なくされたこと、令和5年度の「目標値」には影響が少ない箇所でありましたこと、及び発送を遅らせると、総会前日までに議案が皆様に配達されない恐れがありましたことから、本日、総会当日に差し替えをお願いすることとなりました。大変申し訳ございませんでした。重ねてお詫び申し上げます。

それでは、議案第3号 令和5年度最適化活動の目標の設定についてご説明いたします。これは、令和3年の農地法改正に伴う、農林水産省経営局長通知及び経営局農地政策課長通知に基づき、設定するものであります。

この「目標の設定等」にあたり、青森県の要請及び青森県農業会議からの助言、指導等を勘案し、総会に諮ることが最善であると判断し、報

告ではなく、議案として審議をお願いするものであります。

総会決議の後、インターネットで公表するとともに、県知事へ報告します。

それでは、本日お配りした資料の1ページ目をごらん下さい。

「Ⅰ 農業委員会の状況」は、令和5年4月1日現在の内容として、それぞれ農業センサス2020など、既に公表されている統計資料から、内容を転記したものです。

次のページをお開き下さい。

「Ⅱ 最適化活動の目標」ですが、こちらも各種統計からの転記であります。

一段目の表のこれまでの集積面積1,118ヘクタールは、令和3年度末現在の面積で、むつ市経済部が集計した値から、離農、廃業、公共機関などを除いた面積です。

次に、「②目標」についてですが、各農業委員会が策定した「農地等の利用の最適化に関する指針」での集積率目標が80パーセントを超えない場合は、青森県が定めた目標と同じ、令和12年度末までに、90%、を目指すこととなります。

したがいまして、逆算すると1年当たり、212ヘクタールの集積が必要となりますが、ここ数年の集積面積は最大の年でも100ヘクタール、令和3年度は13ヘクタールと、年度によって大きな開きがあることから、段階的に見直すこととし、令和5年度は、現実的な値として、20ヘクタールと設定しました。

この値は、今後、人・農地プランの計画が進むにあわせ、毎年見直す予定です。

次に、「(2) 遊休農地の解消 ①現状及び課題」の面積ですが、これは令和4年度のパトロール結果を記載しています。「緑区分遊休農地」というのは、当委員会の場合、「B1」に区分された農地のことです。まだ農地に戻せる農地、荒廃の程度が軽い農地のことです。

課題については様々ありますが、代表的と考えられるものを記載しました。

次の「②目標」ですが、令和3年度のパトロールでは、遊休農地は確認されておりませんでしたので、それぞれ0ヘクタールです。

なお、「イ新規発生遊休農地の解消」の部分につきましては、上記アの面積、令和4年度に新たに確認された遊休農地をそのまま記載することとなっており、66ヘクタールです。

次のページをご覧ください。

「(3) 新規参入の促進」の①現状と課題につきましては、国の通知に基づき作成したものです。直近3年度を、令和2, 3, 4と考えて当初作成、郵送しましたが、令和4年度はまだ終わっておらず、含める

べきでないとの方針が先日示されたことから、元年、2年、3年と訂正し、本日差し替えさせていただいたところです。

次に、②の目標ですが、過去3年間に新規参入者へ集積された面積の平均の1割以上と決まっていますので、平均50ヘクタールの1割で、5ヘクタールと設定しました。

次に、中段の、「2 最適化活動の活動目標（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、国の最適化交付金の交付額算定の評価基準である月当たり10日と、青森県農業会議からの指導である「最低でも月6日」を参考とし、6日と設定させていただきました。

次に、「（2）活動強化月間の設定目標」については、3か月分以上を設定する必要がありますが、むつ市農業委員会では例年8月総会で調査用地図を配布し、9月頃から農地パトロールを行っている実績があり、事後調査や事後処理、その他事務局の業務などを含めると、10月から11月にかけて利用意向調査を開始するのが適正と考えました。

1月は地区懇談会等により、農地集積の必要性について理解促進を図るとしました。

「（3）新規参入相談会への参加目標」についてですが、むつ市経済部が主催する新規参入相談会は、令和5年度の開催予定がいまのところないとのことですが、青森県や青森県農業会議等が主催するものうち、農業者又は、新規参入を考えている方が参加する会に、最低1回は参加するものとしたものです。

以上で説明を終わります。

議長（坂本会長）

説明が終わりましたので、これより、議案第3号について審議を行います。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

（無しの声あり）

質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で、議案審議について終了しました。

	<p>続きまして、報告事項、報告第1号から報告第2号について、事務局より説明願います。</p> <p>それでは、報告第1号 農地の権利移動に係る下限面積の廃止について、ご説明いたします。</p> <p>農業従事者の減少が加速化する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業の展開を支援するため、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）」が令和4年5月27日に交付され、令和5年4月1日から施行されます。</p> <p>この改正は、「多様な就農を後押し」する今後の地域農業のあり方に影響する内容が盛り込まれており、改正概要については報告資料のとおりです。</p> <p>認定農業者や新規就農者の方々に対する支援が講じられ、これと合わせて農地法の一部が改正され、多様な人材の確保・育成を後押しする施策として、これまで当市農業委員会が農地の権利取得時に求めていた下限面積要件、旧むつ市田名部地区30a、それ以外の地区20aが撤廃されることになりました。</p> <p>しかし、農地の権利取得に必要なそのほかの要件（全部効率利用、農作業常時従事、地域調和等）は、引き続き継続となります。</p> <p>続きまして、報告第2号 令和5年度むつ市農業委員会総会開催日程（案）について、ご説明いたします。</p> <p>来年度の総会日程は、暦の関係から若干動くところがありますが、例年度と同じく毎月14日前後の日程となっております。</p> <p>また、7月の臨時総会は、新農業委員会組織会、農地利用最適化推進委員委嘱などを行う予定となっております。</p> <p>みなさんからご意見がなければ、この日程で実施する事といたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、市議会定例議会月の6月、9月、12月、3月は議会日程により日時変更する可能性がありますので、ご了承ください。</p> <p>以上で報告の説明を終わります。</p>
議長（坂本会長）	<p>以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。委員の皆さんからなにかございませんか。</p>
議長（坂本会長）	<p>私から一つあります。</p> <p>今後は、3条許可の重要な要件が「全部効率利用」になるようですが、我々はこれまで、農地の一部でも耕作されていれば農地だと判断していたわけですが、今後は100%耕作されていないとダメだという理解でよいですか。</p>
事務局	<p>全部効率利用というのは、所有権移転、利用貸付する面積の全部を</p>

	<p>利用する計画で無ければ、3条許可ができないものです。許可後の農地が全部使われていない場合は、状況確認、指導、勧告などを行うこととなります。</p>
議長（坂本）	<p>まだよくわからないのだが。</p>
事務局	<p>補足します。</p> <p>会長の疑問の、「一部でも耕作していれば農地である」という考え方ですが、これは、毎年実施する農地パトロールの際、一筆ずつ全ての農地を調査いただくのですが、この1筆1筆がそれぞれ、最低1/3耕作されていれば、その一筆は農地として使っていると判断して良いというものです。1/3で良い、というよりは、最低でも1/3は活用していないと遊休農地と判断し、今後の活用見込みを所有者に調査、確認する必要が出てきますよ、ということです。</p> <p>次に、今回報告の3条申請対象農地の全部効率利用というのは、新たに買う農地、借りる農地は100%農地として使うことが条件ですよ、ということです。</p> <p>ですから、毎年の農地パトロールの際はもちろん、適宜見回り等により、計画どおりに活用されているか見守りが必要です。</p>
議長（坂本）	<p>わかったような気がするけれども、3条申請の時は、皆意欲があって全部利用するような計画書を出すけれども、それをだれがその後確認するのか、新規参入者であれば、いろいろなフォローがあると思うが、既存の農家が拡大のために買ったり、借りたりした農地は、いつ、だれが全部利用かどうかを調査するのか、この辺の農地はほとんどが一年に一回の作付けなので、パトロールの時には収穫が終わっていて、判断がつかないこともあるのではないかと、今後3条申請の数が増えたとき、その地区の委員が常に気を掛けて、適切に見守りするしかないのか、なにか仕組みがないのか。</p>
柴田委員	<p>意見があります。</p>
議長（坂本会長）	<p>柴田委員どうぞ</p>
柴田委員	<p>下限面積の廃止については、法律で決まったことです。資料にもあるように、新規参入者が農地を買いやすいように、借りやすいように、地域計画の経営体に農地を集めやすくするようにとのことからのようです。</p> <p>今、農地バンクがあまり機能していない、中間管理機構を使いたくても、借りる人が決まっていなくて受付してもらえない状況です。</p> <p>相続した農地を手放したい場合は、国庫に受け入れてもらえる制度があって、農地でも使えるようです。</p> <p>後継者のいない農地や、狭くて手続きをしていないヤミ小作の農地について、きちんと手続きするよう道筋を示して、新規参入者につなげるのが大事だと思います。</p>

議長（坂本会長）	<p>農業委員会として大事なものは、農地バンク制度が機能するように、農地バンクに農地を集めること、ヤミ小作をなくすこと、新規参入する人が農地を探しやすいように、農地バンクの再生が必要だと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>その他何か意見等ございませんか？</p> <p>ないようですので、これをもちまして、むつ市農業委員会第815回総会を閉会します。</p>
----------	--

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 立 花 幸 雄

会議録署名委員 嶋 影 秀 子